

# 大牟田市立明治小学校いじめ防止基本方針

## 前文（方針策定の趣旨）

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

また、平成30年4月1日に、大牟田市いじめ防止基本方針が改訂され、本市におけるいじめ防止等に関する取組が示されるとともに、学校においてはいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めることが義務づけられている。

これらを受けて、いじめは絶対に許されるべきものではなく、どの子供にもどの学校にも起こり得る問題であり、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながるという認識のもと、本校は大牟田市立明治小学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に取り組むものとする。

## 1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであるとの認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感（自己有用感）を持つことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめはしないさせないものがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめ防止対策委員会

### （1）組織

○いじめ防止対策委員会を設置する。

○委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、人権・同和教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、保護者代表（PTA会長）で構成する。

### （2）役割

委員会は防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めるときに開催し、以下の役割を果たす。

○いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

○いじめの相談、通報の窓口

○いじめや問題行動に関する情報の収集・記録・共有

○いじめかどうかの判断

○関係児童への事情聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等、いじめへの組織的対応の中核

○教職員の共通理解と意識啓発

○児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

○個別面談や相談の受け入れと集約

## 3 いじめ防止のための学校の対応

## (1) 未然防止

### ① いじめを生まない教育活動の推進

「いじめが、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、いじめの防止については、未然防止の観点が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じて、次のことを推進していく。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校、家庭、地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への啓発

#### ○各教科で

- ・基本的な学習規律の確立
- ・基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る教科指導

#### ○道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等で

- ・道徳科の時間を要とした心の教育
- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
- ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・いのちを守る特設授業：人権教室（いじめ防止）を5年生で行う。

### ② 指導体制の充実

#### ○生徒指導委員会

- ・生徒指導担当のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
- ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立

#### ○職員研修

- ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施

## (2) 早期発見と早期対応

### ① 早期発見・相談体制

#### ○教育相談

- ・教育相談週間の毎学期1回の実施（学校生活アンケート実施月）
- ・教育相談ポストの活用
- ・スクールカウンセラーとの連携

#### ○アンケート

- ・定期的なチェックリストの活用による状況把握
- ・学校生活アンケートの毎学期1回の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの毎月の実施
- ・家庭用チェックリストの毎学期1回の実施  
（福岡県PTA 連合会における「いじめ撲滅月間」の取組を活用）

### ② 早期対応

- 生徒指導委員会を中心とした組織的対応
  - ・事実関係の迅速かつ的確な把握
  - ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
  - ・いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
  - ・いじめた児童への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援

③ 関係機関との連携

児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。

(3) 重大事態への対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。
- ※児童や保護者からいじめられた結果、重大事態に至ったという申し立てがあったときは安易に「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と捉えることなく、上記を踏まえ重大事態が発生したものとして慎重に報告・調査を行う。

〈重大事態の調査〉

- 重大事態が発生した場合は直ちに本市教育委員会に報告を行い、調査を行う主体の判断をあおぐ。
- 本校が調査の主体となった場合は、事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行う。その際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするよう努める。
- 調査を行うための組織は、いじめ防止対策委員会を母体にして、必要に応じて適切な専門家を加える。この場合の専門家は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者とする。
- 調査にあたっては下記の点に留意する。
  - ・いじめられた児童や情報提供をした児童を守ることを最優先とすること
  - ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること
  - ・事実関係の確認とともにいじめた児童への指導を行うこと
  - ・いじめられた児童には継続的なケアを行うこと
- いじめられた児童からの聴取が不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議し、調査に着手する。
- ※本校が調査の主体とならなかった場合は、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

〈調査結果の提供及び報告〉

- 学校が調査の主体者になった場合、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についての説明を行う。
- 情報の提供にあたっては適時・適切な方法で行うとともにプライバシーの保護に十分配慮する。
- 情報提供の内容・方法・時期については本市教育委員会からの指導をあおぐ。

4 学校評価

いじめ防止対策委員会の組織と役割、学校でのいじめの未然防止・早期発見・早期対応について自己評価を行い、学校関係者評価委員会における協議を経て結果を公表する。